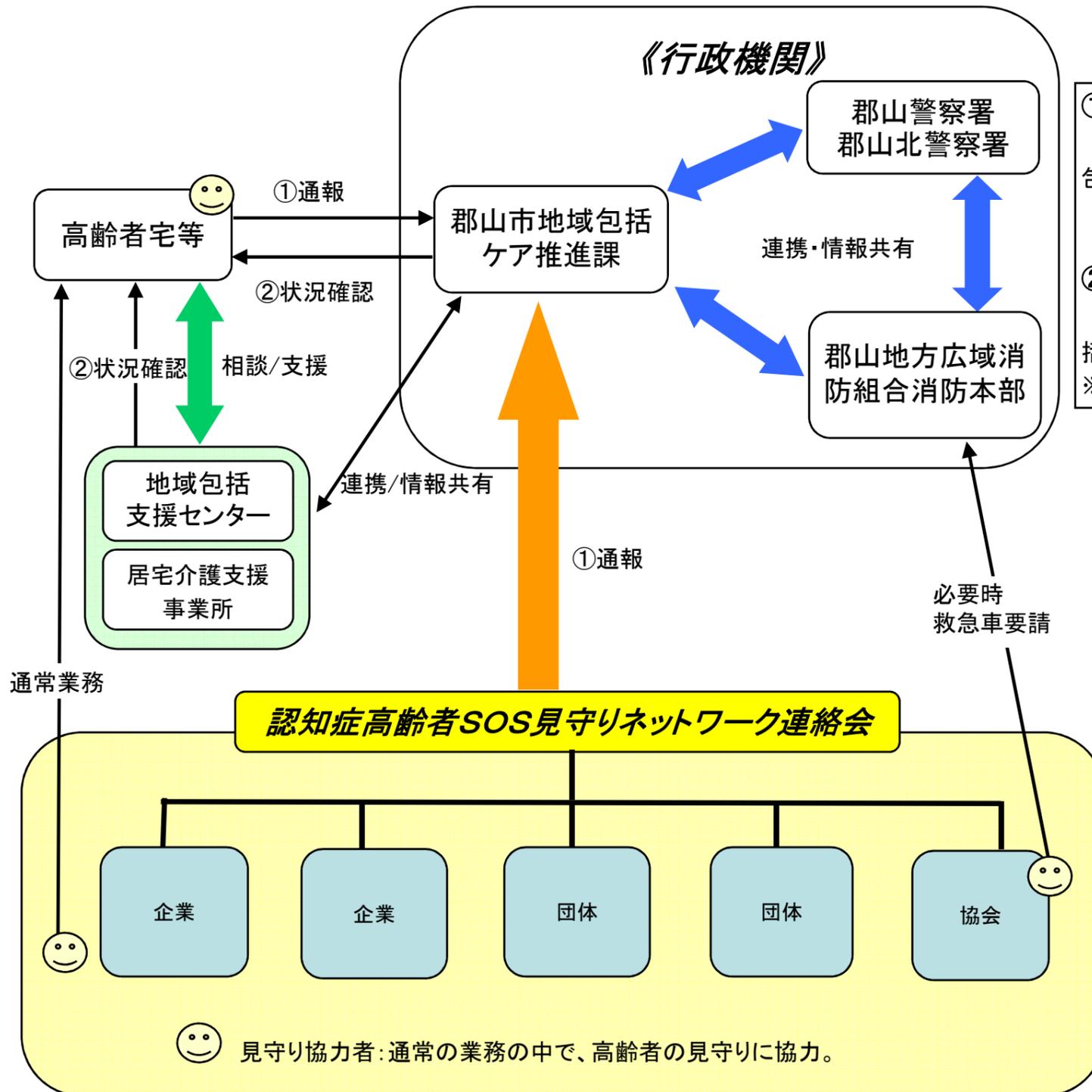


# 郡山市認知症高齢者SOS見守りネットワーク

業務中の発見時



## ①高齢者の日常生活における異変の早期発見、行政機関への通報

見守り協力者が、業務の中で、高齢者の日常生活における異変に気付いた際は、郡山市包括ケア推進課へ連絡をいれる。  
 なお、必要に応じ消防署への救急車要請または警察署への通報を行う。

## ②地域包括支援センター及び行政機関等による高齢者の状況確認

見守り協力者からの連絡を受けた郡山市地域包括ケア推進課は、他行政機関及び地域包括支援センター等と連携し、高齢者の状況確認を行う。  
 ※行政機関は、高齢者の身元の確認等必要な対応を行う。

### ◎ 自宅に訪問する機会の多い事業者等による見守り

自宅における高齢者の異変とは・・・

- ・訪問時はいつも玄関に出てくるのに、玄関に施錠もなく呼び出しても応答がない。
- ・郵便受けに新聞や郵便物がたまっている。
- ・日中にもかかわらず外灯が点灯されたままであったり、日没後でもカーテンが閉められておらず、人影も確認できない。

「なりすまし詐欺」や「消費者トラブル」に巻き込まれている際の異変とは・・・

- ・突然の電話におびえたり、慌てている。
  - ・同じような商品や開けていないダンボール箱が必要以上に積まれている。 など
- ※必要に応じ警察署・消費生活センターへ連絡する。

### ◎ 地域や公共の場における住民・商店等による見守り

公共の場における高齢者の異変とは・・・

- ・定期的に物品購入に来るのに、しばらく購入に来ない。
- ・服装が不自然なまま外出し、不審な動きをしている。 など